

①日本のシステム

(1)日本国憲法

1946年11月3日公布、1947年5月3日施行。

1) 日本国憲法の基本原理

①国民主権

国の政治のあり方を決定する権利が国民にあるということ。

「～ここに主権が国民に存することを宣言し～」(日本国憲法前文)

「～主権の存する日本国民～」(日本国憲法第1条)

②基本的人権の尊重

基本的人権とは、人が生まれながらにして持つ権利であり、国家権力によっても奪うことができない、永久不可侵の権利のこと。

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」

(日本国憲法第11条)

③平和主義

武力によらず、国際協調によって世界平和を維持しようとする考え方。

「日本国民は、恒久の平和を念願し～平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意～」(日本国憲法前文) 憲法第9条では「戦争の放棄」を定めている。

2) 憲法改正

日本国憲法の改正手続きは複雑である。(硬性憲法) また、上記の基本原則については改正できないとする考え方が一般的である。

3) 天皇の地位と仕事

天皇は、日本国・日本国民統合の象徴とされる。また、天皇の仕事は、内閣の助言と承認に基づいて、憲法に定める国事行為のみを行う。その行為は、すべて形式的・儀礼的なものである。

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」(日本国憲法第1条) 「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。～」(日本国憲法第4条)

4) 基本的人権の種類と限界

- ①自由権（身体の自由・精神の自由・経済活動の自由）
- ②平等権（法の下での平等・両性の本質的平等）
- ③社会権（生存権・教育を受ける権利・勤労の権利・労働基本権(労働三権)）
- ④人権を守るための権利（参政権・請求権）
- ⑤新しい人権（環境権・知る権利・プライバシー権・自己決定権など）

こうした権利は、濫用してはならない。社会生活を送る上で制限されることもある。人権は、公共の福祉（社会全体の利益）に反しない限り、最大限に尊重される。（日本国憲法第13条）

5) 国民の義務

憲法には、国民の権利を保障する一方で義務も定めている。

- ①普通教育を受けさせる義務
- ②勤労の義務
- ③納税の義務

6) 平和主義と安全保障

①憲法第9条

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

②自衛隊

憲法9条は、日本の安全と平和を守るために、さまざまな侵略から日本を防衛することを放棄するものではないと、一般的には解釈されている。したがって、日本を守るための必要最小限の武器の保有は認められている。現在、自衛隊は、憲法で否定している戦力にあたらないとされている。

(2) 日本の政治の仕組み

1) 日本の選挙の原則

- ① 普通選挙 1945年、満20歳以上の男女による普通選挙が実現
- ② 秘密選挙 すべての選挙は無記名で投票
- ③ 平等選挙 1人1票
- ④ 直接選挙 選挙人は、候補者に直接投票

2) 選挙制度

日本の選挙の仕組みは、公職選挙法に規定されている。

	国会		地方公共団体			
	衆議院 議員	参議院 議員	都道府県		市町村	
			知事	議員	市町村長	議員
被選挙権	満25歳以上	満30歳以上	満25歳以上			
選挙権	満20歳以上					

※ 選挙権も被選挙権も日本国民であることが条件

3) 選挙区制

①衆議院議員

1選挙区から1人を選ぶ小選挙区制 300人 比例代表制 180人 (議員定数 480人)

②参議院議員

都道府県を単位とする選挙区制 146人 比例代表制 96人 (議員定数 242人)

※衆議院議員と参議院議員の比例代表制はその仕組みが異なる。前者は「拘束名簿式比例代表制」、後者は「非拘束名簿式比例代表制」。

4) 国会

①国会の地位

日本の政治は、国家権力を「立法・行政・司法」の三権に分けて、それぞれを「国会・内閣・裁判所」が担当している。

国会は、国権の最高機関であるとともに国唯一の立法機関である。

②議院と国会の種類

国会は、衆議院と参議院の二つからなる。(二院制)

衆議院		参議院
480人 ・小選挙区制 300人 ・比例代表制 180人	議員定数	242人 ・選挙区制 146人 ・比例代表制 96人
小選挙区 (全国を 300 区) 比例代表区 (全国を 11 区)	選挙区	選挙区 (都道府県を選挙区) 比例代表区 (全国を 1 区)
満 25 歳以上の日本国民	被選挙権	満 30 歳以上の日本国民
4 年 (「解散」により任期途中で身分を失うことあり)	任期	6 年 (3 年ごとに半数改選。「解散」なし)
解散により世論を反映	性格	慎重な審議が可能となる

国会の種類	説明
常会 (通常国会)	1 年 1 回、1 月中に招集される国会。会期は 150 日。次年度の予算審議・議決が中心テーマ。
臨時会 (臨時国会)	常会・特別会以外に、臨時に召集される国会のこと。
特別会 (特別国会)	衆議院解散に伴う総選挙後、30 日以内に招集。内閣総理大臣の指名・議決が中心テーマ。
参議院の緊急集会	衆議院の解散中、緊急事態が生じたとき、参議院で開かれる集会。

③国会の仕事

法律の制定・予算の議決・内閣総理大臣の指名・条約の承認・弾劾裁判所の設置（国会議員によって構成される、裁判官を罷免させるかどうかを決定するために設置）・憲法改正の発議など。

④衆議院の優越

法律案の議決において、衆議院と参議院とが異なる議決をした場合、衆議院で再可決すれば法律となる。予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名において、衆議院と参議院とが異なる議決をし、両院協議会を開いても意見の一致が得られない場合、衆議院の考え方が優先される。

予算の先議権（予算の審議は必ず衆議院から）、内閣信任・不信任の決議権は衆議院のみに認められた権限である。

参議院に比べて、衆議院は任期が短く解散もあり、タイムリーな国民の意思を反映すると考えられるからである。

⑤衆議院の解散

解散とは、衆議院議員の任期満了（4年）前に、その資格を失わせることである。内閣が国会と対立したとき、国会を解散し国民の意思を問うためにとられる。たとえば、内閣不信任案が衆議院で可決されたとき、10日以内に内閣は総辞職するか、衆議院を解散しなければならない。

5) 内閣

①内閣の地位

国会が決定した法律や予算に基づいて政治を行うことが行政であり、その行政を担当するのが内閣である。内閣は、内閣総理大臣とその他の国务大臣によって構成される。国务大臣の過半数は国会議員でなければならない。またそのすべては文民でなければならない。（一般に、過去、軍人であった者や現役自衛官でないこととされている）

②議院内閣制

内閣は国会の信任の上に成立し、国会に対して責任を負う制度のこと。
日本では議院内閣制を採用している。

③内閣の仕事

法律の執行と各部の監督、外交関係の処理、予算の作成と国会への提出、条約の締結、政令の制定（政令とは内閣が憲法や法律の範囲内で制定する法のこと）、最高裁判所長官の指名、その他の裁判官の任命、衆議院の解散など。

④行政機関

内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産業・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省など

6) 裁判所

①司法権の独立

裁判所は、国会・内閣に対して独立した立場にあり、あらゆる権力の干渉や圧力に屈することなく裁判を行うということ。そのため裁判官の身分は保障されている。憲法や法律に規定されている場合を除いて、裁判官が本人の意思に反して辞めさせられることはない。

裁判官が罷免されるケースとしては、i 心身の故障 ii 公の弾劾 iii 国民審査。

i 心身の故障 精神的・肉体的病気

ii 裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときなど

iii 最高裁判所の裁判官のみ。国民の信任投票。衆議院議員総選挙のときに行われる。任命後の最初の総選挙。その後、10年を経るごとに審査を繰り返す。

②裁判所の種類

	最高裁判所	司法権の最高機関。東京に1か所。唯一の終審裁判所。
下 級 裁 判 所	高等裁判所	全国に8か所。主に第二審（控訴審）をあつかう。
	地方裁判所	各都府県に1か所、北海道に4か所。原則的な第一審裁判所。
	家庭裁判所	各都府県に1か所、北海道に4か所。地方裁判所と同格。家庭に関する事件や少年事件についてあつかう。
	簡易裁判所	全国438か所。比較的軽微な民事事件・刑事事件をあつかう。

③違憲立法審査権

法律・政令・条例などが、憲法に違反していないかを判断する権限のこと。

具体的な事件において、訴えがあつてはじめて違憲の審査が行われる。最高裁判所・下級裁判所のいずれもこの権限はあるが、最終的な決定は最高裁判所が行う。

④審制

日本では、原則として3回、裁判を受けることができる。（第1審～第3審）

裁判を公正・慎重に行い、人権を保障するとともに、裁判の誤りを防ぐためである。

⑤裁判の種類

民事裁判（個人や企業間での金銭や権利の問題について争う）

行政裁判（行政機関の行為が憲法や法律に反していることを理由にその取り消しや変更などを求めて争う。広い意味で民事訴訟に含まれる）

刑事裁判（法律で犯罪と定められている事件、窃盗・傷害・殺人などを裁く）

⑥刑事裁判の原則

憲法・法律で被疑者・被告人の人権を保障。

- ・令状主義（現行犯の場合を除いて、裁判所の発行する令状なしには逮捕されない）
- ・黙秘権の保障（被疑者は取り調べで自分に不利な供述は強要されない）
- ・拷問の禁止
- ・裁判を受ける権利・裁判公開の原則
- ・犯罪を立証する明確な証拠がなければ罰せられない（自白だけでは有罪とならない）
- ・罪刑法定主義（法律に定めがなければ刑罰を与えられない）
- ・判決が下されるまで、被告人は無罪とされる。

⑦司法制度改革

- ・法科大学院（ロースクール）の設置（2004）
弁護士・裁判官・検察官の人口を増やすため。
- ・東京高等裁判所に、知的財産高等裁判所を設置（2005）
知的財産を巡る裁判の高度化・増加による。
- ・裁判員制度導入（2009 実施）
裁判への市民感覚導入。司法への国民参加。

(3) 日本の経済

1) 日本銀行の役割

日本の中央銀行として景気対策などを行う。

- ① 発券銀行（紙幣を発行する）
 - ② 政府の銀行（政府から国の税金を預ったり、政府に支払ったりする。また、政府に資金を貸し出しもする）
 - ③ 銀行の銀行（一般の金融機関の資金を預かったり、貸し出したりする）
 - ④ 金融政策（経済の安定のために、公開市場操作や預金準備率操作などを行う）
 - ・ 公開市場操作（オープン＝マーケット＝オペレーション）
日本銀行が持つ有価証券（国債など）の売買によって通貨量の調整を行うこと。
売りオペレーション・買いオペレーションがある。
 - ・ 預金準備率操作（支払準備率操作）
日本銀行が、一般の金融機関に預金の一定割合を預けさせること。
その割合を上下させることで、通貨量を調整する。
- ※金融政策の一つに「公定歩合操作」（一般金融機関への資金の貸し出し金利を上下する）があるが、現在はあまり機能していない。
公定歩合に左右されない資金調達者が、市場で可能になってきたからである。

2) 財政支出

財政とは、国や地方公共団体の経済活動（歳入・歳出）のことである。

国家財政支出の特徴としては、社会保障関係費（生活保護費・社会福祉費・失業対策費・社会保険費など）や国債費（国債の元金・利子の支払い）の割合がかなり多くなってきている。

3) 財政収入

日本の財政収入のほとんどが、税金（租税）と国債などの借金である。

4) 税金の種類

	直接税	間接税
国税	所得税・法人税・相続税など	消費税・酒税・揮発油税・石油税・関税・印紙税など

地方税	住民税・事業税・固定資産税・自動車税など
-----	----------------------

- ※直接税（納税義務者と実際の税負担者が同じ）
- 間接税（納税義務者と実際の税負担者が異なる）
- 国税（国が徴収）
- 地方税（地方公共団体が徴収）

(4) 日本の警察と犯罪

1) 日本の警察

内閣総理大臣の所轄である国家公安委員会の下に警察庁が設けられている。警察庁は、地方機関として七つの管区警察局などを設置し、都道府県警察を指揮監督している。

警察庁は主に政策・企画などを担当し、捜査・取締りなどは都道府県警察が行う。

都道府県警察は、地方公共団体の公安委員会の管理の下に置かれている。(例外あり)

2) 日本の犯罪

2009年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、窃盗(54.1%)、自動車運転過失致死傷等、器物損壊、横領(遺失物等横領を含む)、詐欺の順。刑法犯の検挙率は、51.7%。ただし、殺人犯の検挙率は98.2%である。(法務省『犯罪白書』2010年)

(5) 日本の教育

1) 日本の教育制度

1947年の学校教育法によって、現在の学校制度6・3・3・4制ができる。小学校6年・中学校3年の義務教育終了後、高等学校3年・大学4年と設けられている。(例外あり)

2) 進学率

中学卒業後、高等学校への進学率は98.0%。

高等学校卒業後、大学への進学率は54.3%、専門学校15.9%、就職15.8%。

(文部科学省『学校基本調査』2010年度)

(6) 日本の医療

1) 日本人の死亡原因(死亡総数に占める割合)

悪性新生物(がん)30.1% 心疾患15.8% 脳血管疾患10.7% 肺炎9.8%

老衰3.4% 不慮の事故3.3% 自殺2.7% (厚生労働省『人口動態統計』2009年)

2) 健康保険

日本では、生活保護者を除いて、すべての国民は何らかの保険制度への加入が定められている。(国民皆保険)1年以上の在留資格がある外国人も何らかの健康保険加入が定められている。

① 健康保険(民間企業の労働者)

② 国民健康保険(自営業者・在留外国人など)

③ 共済組合(公務員)

★練習問題

- (1) 日本(にほん)の民法上(みんぼうじょう)の婚姻(こんいん)適齢(てきれい)は男性(だんせい)・女性(じょせい)、それぞれ何歳(なんさい)以上(いじょう)か。
- ① 男性(だんせい) 19 歳(さい)以上(いじょう) 女性(じょせい) 17 歳(さい)以上(いじょう)
 - ② 男性(だんせい) 18 歳(さい)以上(いじょう) 女性(じょせい) 16 歳(さい)以上(いじょう)
 - ③ 男性(だんせい) 18 歳(さい)以上(いじょう) 女性(じょせい) 18 歳(さい)以上(いじょう)
 - ④ 男性(だんせい) 17 歳(さい)以上(いじょう) 女性(じょせい) 15 歳(さい)以上(いじょう)
- (2) 公職(こうしょく)選挙法(せんきょほう)に規定(きてい)されている衆議院(しゅうぎいん)の被(ひ)選挙権(せんきょけん)は何歳(なんさい)以上(いじょう)か。
- ① 満(まん)18 歳(さい)
 - ② 満(まん)20 歳(さい)
 - ③ 満(まん)25 歳(さい)
 - ④ 満(まん)30 歳(さい)
- (3) 日本(にほん)の ODA (政府(せいふ)開発(かいはつ)援助(えんじょ)) は、2008 年(ねん)支出(ししゅつ)純額(じゅんがく)ベースで世界第(せかいだい)何位(なんい)か。
- ① 3
 - ② 4
 - ③ 5
 - ④ 6
- (4) 旅(りょ)行者(こうしゃ)にとって円高(えんだか)は、どのような影響(えいきょう)をもたらすか。
- ① 海外(かいがい)に行く、多(おお)くの日本人(にほんじん)旅(りょ)行者(こうしゃ)にとっては喜(よろこ)ばしいが、日本(にほん)を訪(おとず)れる多(おお)くの外国人(がいこくじん)旅(りょ)行者(こうしゃ)にとっては厳(きび)しい。
 - ② 海外(かいがい)に行く、多(おお)くの日本人(にほんじん)旅(りょ)行者(こうしゃ)にとっても、日本(にほん)を訪(おとず)れる多(おお)くの外国人(がいこくじん)旅(りょ)行者(こうしゃ)にとっても喜(よろこ)ばしい。
 - ③ 海外(かいがい)に行く、多(おお)くの日本人(にほんじん)旅(りょ)行者(こうしゃ)にとっても、日本(にほん)を訪(おとず)れる多(おお)くの外国人(がいこくじん)旅(りょ)行者(こうしゃ)にとっても厳(きび)しい。
 - ④ 海外(かいがい)に行く、多(おお)くの日本人(にほんじん)旅(りょ)行者(こうしゃ)にとってもは厳(きび)しいが、日本(にほん)を訪(おとず)れる多(おお)くの外国人(がいこくじん)旅(りょ)行者(こうしゃ)にとっても喜(よろこ)ばしい。
- (5) 2010 年 6 月、小惑星(しょうわくせい)探査機(たんさき)「はやぶさ」が地球(ちきゅう)に帰還(きかん)したが、どの惑星(わくせい)を探査(たんさ)してきたのか。
- ① 木星(もくせい)
 - ② 土星(どせい)
 - ③ 月
 - ④ イトカワ

★解答・ワンポイント解説

- (1) 正解② (男性 18 歳以上 女性 16 歳以上)

民法第 731 条で婚姻適齢が定められている。

- (2) 正解③ (満 25 歳)

被選挙権とは立候補できる権利のこと。

衆議院議員は満 25 歳、参議院議員は満 30 歳と決められている。

- (3) 正解③ (世界第 5 位)

2008 年における日本の ODA 実績 (支出純額) は、OECD-DAC※加盟国では、米国、ドイツ、英国、フランスに続く第 5 位。

※Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee=経済協力開発機構開発援助委員会

- (4) 正解① (多くの日本人旅行者にとっては喜ばしいが、日本を訪れる多くの外国人旅行者にとっては厳しい。)

その国の通貨が他国の通貨と比べて価値が高まるとどうなるかを考えてみよう。

円高とは、たとえば円とドルとを比較して、円の価値が高まる状態です。

1 ドル=200 円 (円安)、1 ドル=100 円 (円高) の場合を例に考えてみましょう。

海外から日本に来る旅行者にとっては、これまで 1 ドルで 200 円と交換できていたところ、円の価値が上昇し、1 ドルで 100 円しか交換できなくなった場合どうでしょうか。旅行者にとって大変なことですね。

- (5) 正解④ (イトカワ)

イトカワは、太陽系の小惑星、地球近傍小惑星 (地球に近接する軌道を持つ天体) である。